

# 深川市業務継続計画(概要版)

計画期間：令和2年度～令和5年度

## 第1章 業務継続計画の目的と方針 (P1～P5)

### ・策定の目的

深川市地域防災計画の実効性を高めるため、応急対策及び継続して行わなければならない通常業務の実施に関する基本的な考え方や必要な体制について定める。

### ・計画の基本方針

- ①大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守る
- ②市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める
- ③業務継続計画のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する

### ・計画の発動と終結

- (ア) 災害等により市役所機能に甚大な被害が生じたとき
- (イ) 災害等により市内の広範囲に被害が生じ、多数の避難者が発生したとき
- (ウ) 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたとき

## 第2章 被害及び復旧想定 (P6～P12)

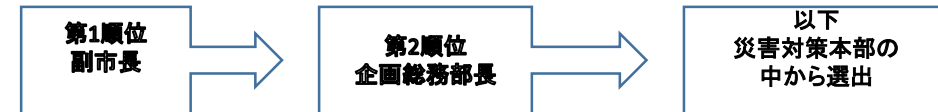
- ・地震による被害想定 沼田-砂川付近の断層帯による想定 市役所本庁舎・東庁舎は倒壊の恐れ・・・別に執行場所を確保し、当面の間、暫定的に使用する
- ・水害による被害想定 1000年に1度の降雨により、本庁舎・東庁舎・デアイの1階及び地下部分浸水想定・・・水が退いたのち、床清掃・防除後使用する

## 第3章 非常時優先業務の選定 (P13～P23)

業務開始	災害対応業務	優先すべき通常業務
発災～3時間	災害対策本部の設置 避難所の開設 救助、救急体制の確立 被害状況の調査	ホームページの運用(情報発信)
3～12時間	電気、水道等インフラ確認 避難者リストの作成	
12～24時間	食料、生活必需品の調達 建築物危険度判定の実施 ボランティア等の受入れ対応	水道等の復旧
24時間～3日間	災害救助法の適用申請 救護物資等の受領	
3日間～1週間	市営住宅への被災者受入れ	埋葬・手続き
1週間～2週間	罹災証明発行に関する相談所開設	

## 第4章 非常時優先業務の実施体制の確立 (P23～P26)

- ①対応方針 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する
- ②決定権限者及び職務権限の代行順位  
市長が不在の場合の職務権限の代行順位は、次のとおり



- ③本庁舎等の代替施設  
本庁舎及び東庁舎が被災し、使用困難となった場合、次の代替拠点を使用して、非常時優先業務を実施する。  
深川消防署、健康福祉センター、生きがい文化センター、一己公民館
- ④電気、水、食料等確保  
発電機による電源を確保するとともに、発電機用燃料の確保に努めるほか、職員の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄及び保管場所を確保する。
- ⑤通信手段の確保  
通常の通信手段が利用できない場合でも、災害時のつながりやすい多様な通信手段を有効に活用して通信手段を確保する。
- ⑥重要な行政データのバックアップ  
停電時は、住民サービスに係る主要なシステム及びデータの安全性は確保されているが、庁内設置のシステム及びデータは、バックアップ手法のあり方を検討など安全性の確保に努める。
- ⑦職員の参集体制  
迅速かつ的確な災害応急活動を実施する体制を確立することとしている。

## 第5章 業務継続体制の向上 (P27)

- ①推進組織を設置  
関係各課等で構成する推進部会を組織し開催する。
- ②訓練・教育の実施  
職員一人ひとりがこの計画の目的、役割を正しく理解し、業務継続能力を継続的に維持・向上させていくための職員研修や訓練を実施する。
- ③職員の安否確認  
平常時から複数の連絡方法を把握し、連絡体制を構築する。
- ④マニュアルの整備
- ⑤指定管理者等への周知と連携
- ⑥計画の見直し等  
教育や訓練等の実施により実効性を検証し、洗い出した問題点や課題等に基づき、適宜計画を見直す。被害想定が見直された場合や新庁舎建設などインフラ整備により計画に大きな影響を及ぼす場合には、計画の改定を行うものとする。